

「電子行政推進に関する基本方針」の骨子

本基本方針は、「新たな情報通信技術戦略」（平成 22 年 5 月 I T 戦略本部決定）に基づき、今後、政府として、電子行政施策を強力に推進していくために立脚すべき指針として策定するものである。

第 1 電子行政推進の意義

- ・情報通信技術は、現代国家の行政運営に不可欠なインフラである。
- ・行政の電子化によって、様々な行政サービスの利便性が飛躍的に向上し、国民、企業等の権利の実現や利益の保護が図られる。また、行政事務においても抜本的な効率化が図られるとともに、行政の一層の透明化や国民参加の促進にも大きく寄与する。
- ・高齢化が進む中、国民一人一人の事情に対応したきめ細かい行政サービスを提供していくことは政府の重要な責務である。そのような行政サービスを公平かつ確実に提供するための作業は複雑かつ膨大であることから、行政の電子化を一層推進するとともに、最大限個人情報情報を保護する仕組みを組み込みつつ I D 制度を整備することが必要となる。また、それにより国民の受益と負担の公平性、透明性を高めることができる。
- ・21 世紀に入り、先進諸国等において電子行政が急速に進展する中、我が国は大きく出遅れている。電子行政の推進により、官民含め我が国の社会・経済全体の活性化が図られ、国際競争力や国際的なプレゼンス等を高めることができると認識すべきである。
- ・これまでの取組の反省の上に立ち、非電子的処理を前提とした既存のルール・業務プロセス等にとらわれることなく制度や業務自体の見直しや行政機関間の情報連携の徹底を図る等、電子行政に関する基本的姿勢を転換させ、理念のみでなく実現を図り、国民がその成果を実感できるようにしていく必要がある。
- ・技術革新による新しい技術やサービスの出現や行政の電子化に伴う高レベルのリスク管理の必要性の高まりなど様々な環境変化に適切に対応しつつ、国民と行政の新たな関係の構築と世界に誇れる水準の電子行政国家の実現を目指し、電子行政を強力に推進していく必要がある。

第 2 電子行政推進に係る基本的な事項

1. これまでの電子行政に関する総括

- ・政府においてこれまでも電子行政の推進のための取組を行ってきたが、必ずしも十分な成果が得られたとは言い難い。これまでの電子行政に関する課題としては、次のような事項が考えられる。

(1) 電子行政推進の目的

- ・電子行政の推進は手段であり目的ではない。電子行政推進の本来の目的が十分に自覚されず、例えば、利用者の視点に立った取組、費用対効果の観点からの取組が不十分だったのではないか。

(2) 電子行政に関する戦略

- ・これまで立案された電子行政に関する戦略については、目指すべき全体像が不明確、体系的かつ検証可能な目標設定が不十分、具体的な施策が総花的などの課題があったのではないか。

(3) IT投資

- ・政府によるIT投資については、情報システムの最適化等の施策によりコスト削減等に一定の成果をあげているものの、利用者視点の取組、業務プロセス改革等が不十分で、投資価値の最大化を実現するIT投資管理がなされていなかったのではないか。
- ・投資の全体最適（統合・集約化、システム間の連携等）、情報セキュリティ確保等の観点から、政府全体としてのシステム管理が十分ではなかったのではないか。
- ・クラウドコンピューティング技術など新しい技術やサービスを十分に取り入れることができなかったのではないか。

(4) 電子政府と電子自治体の連携

- ・利用者視点に立った電子行政サービス実現の観点から、国と地方の間の連携が不十分だったのではないか。

(5) 民間との連携

- ・民間サービスの活用等に関して、民間企業等との連携が不十分だったのではないか。

(6) 国民への説明、ニーズの把握

- ・電子行政に関する戦略や取組、IT投資等について、国民や関係機関等に対して、訴求力を持って分かりやすく、意義や必要性を説明することができていなかったのではないか。
- ・国民等のニーズの把握やそれに対する対応が不十分だったのではないか。

(7) 電子行政推進のための体制

- ・電子行政に関する戦略について、政府において府省横断的に進めていく統率力・調

整力が不足していたのではないか。

- ・府省の枠を超えて、I T投資の全体最適、システムの相互運用性の確保等を図るための体制が不十分だったのではないか。

2. 今後の電子行政推進の基本的な視点、方向性

- ・以上の課題を踏まえ、今後の電子行政推進の基本的な視点・方向性としては、次のような事項が考えられる。

(1) 利用者視点

- ・電子行政推進の本来の目的を十分認識し、利用者の視点に立った取組を進める。

(2) 費用対効果の視点

- ・電子化に当たっては、効果の明確化とその把握を重視しつつ、費用対効果の観点からの検討を行う。
- ・官民含めたI Tの全体最適の確保にも留意する。

(3) 制度・業務自体の見直し

- ・電子化以外の行政手法も組み合わせた総合的な視点を持つとともに、電子化に当たっては、非電子的処理を前提とした既存のルール・業務プロセス等にとらわれることなく業務プロセスや制度・業務自体の在り方を見直す。
- ・以上の見直しを進めるに当たっては、行政機関間等における情報連携の効果を高めるといった視点を重視する。

(4) 国と地方の協力

- ・利用者視点に立った電子行政サービスの効率的な実現のため、地方公共団体の自主性を尊重しつつ、国と地方公共団体が協議し、電子行政を一体的に推進できる体制を整備する。

(5) 民間との連携

- ・民間サービスの活用等に関して、民間企業等との連携を促進する。民間サービスの活用を推進するに当たっては、情報セキュリティの確保等に十分留意する。

(6) PDCAの徹底

- ・戦略に基づく取組やI T投資について、事前の目標設定と進捗状況の把握、事後の評価等を行うとともに、改善すべき点は適切に反映する。

第3 目指すべき電子行政の姿

1. 実現すべきアウトカム

(1) 行政サービスの利便性の向上

- ・国民、企業等に対するきめ細かい行政サービスの公平かつ確実な提供、プッシュ型の情報提供やオンライン申請の促進等国民と行政との間の相互のアクセス手法の多様化等による国民の権利の実現・利益の保護、ワンストップサービスの実現等による国民の利便性向上・負担軽減 等

(2) 行政運営の効率化

- ・行政事務の抜本的な効率化、業務プロセス改革も含むIT投資の最適化、業務やデータの標準化等による行政事務コストの削減、費用対効果の最大化 等

(3) 国民参加の促進

- ・情報通信技術を活用した行政運営の透明性の確保、国民参加の促進等による、信頼の醸成、政策・施策の改善・向上 等

2. 目指すべき水準

- ・我が国の高水準の情報通信インフラや情報通信分野の技術力を活かしつつ、国民ID制度の導入をはじめ、行政事務を遂行するに当たって情報通信技術の持つ能力や機能を最大限活用し得る環境を整備すること等により、国民、企業等に対する行政サービスの利便性の向上、行政の効率的な運営等に関するブレークスルーを実現する。
- ・我が国に先行して成果を上げつつある諸外国の電子行政に関する取組を踏まえつつ、世界においてトップグループに位置づけられる水準の電子行政国家の実現を目指す。

第4 重要施策の推進

1. IT投資管理

(1) IT投資管理の確立・強化

- ・情報システム投資によって得られる効果を最適化するためには、IT投資管理の確立・強化が必要となる。
- ・そのためには、事前評価（成果目標の明確化、投資額の妥当性、リスク分析等）、実行段階の管理、事後評価など、IT投資管理を適切に行うための具体性を持った統一的な方法論や実施体制等について検討することが必要である。
- ・政府のIT投資の全体最適を図るためには、政府情報システムのグランドデザイン

(政府共通プラットフォーム整備に関する方針等) や情報システムの整備・運用に当たってのルール(技術標準等)を整備することが必要である。

(2) 業務プロセス改革

- ・国民の利便性向上や行政事務の効率化等の観点から、電子化と同時に必要な業務プロセス改革にも取り組むことが必要である。

(3) 人材育成及び確保

- ・IT投資の中期的なビジョンに基づいた計画的な人材育成・確保が必要である。(ITリテラシー向上施策の推進、民間からの積極的な登用。)

2. 国民ID制度、企業コード

3. オンライン利用計画

4. 行政サービスへのアクセス向上

5. オープンガバメント

(注) 上記2. から5. までは、今後の議論を踏まえて記述。

第5 新たな電子行政の推進体制(政府CIO制度)

1. 必要性

2. 権限・役割等

3. 基本設計・組織

4. 導入プロセス

(注) 「政府CIO制度のグランドデザイン」、今後の議論等を踏まえて記述。

第6 基本方針のフォローアップ

- ・「新たな情報通信技術戦略」に基づく施策については、企画委員会が中心となって進捗状況をフォローし、取組内容や工程表の修正を行うこととされており、その中で必要に応じて基本方針の見直しを行う。
- ・政府CIO制度の設計の中で、電子行政推進施策に関するPDCAの実施体制について併せて検討する。